

指導者派遣事業実施要項

1 趣旨

この要項は、高知県内に所在する保・幼・小・中学校及び団体等（以下「学校等」という。）における体験活動を推進するため、学校等の依頼に応じて、体験活動にかかる普及や活動等を実践している者を講師として派遣する事業について必要な事項を定めるものとする。

2 派遣を申請できる者等

次の者は、講師の派遣を依頼することができる。

- (1) 高知県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校等
- (2) 高知県内のPTA及び子ども会等の青少年育成団体

3 派遣期間及び回数、派遣人数等

- (1) 派遣期間：平成31年5月～平成32年3月中旬
- (2) 派遣回数：年間5回（1箇所（団体）あたり1回2時間程度）
- (3) 派遣人数：1回あたり1～2名の講師を派遣する。

4 派遣手続き等

- (1) 講師の派遣を希望する学校等の担当者は指導者派遣事業講師派遣依頼書（様式1）に必要事項記入し、高知県教育委員会事務局生涯学習課長に提出する。
- (2) 高知県教育委員会事務局は、指導者派遣事業講師派遣依頼書により依頼を受けた時は、派遣する講師について日時、内容、準備等、必要な調整を行った後、講師に対し、指導者派遣事業依頼書（様式2）により業務依頼を行う。

5 実施報告

講師の派遣を受けた学校等は、業務終了後速やかに、指導者派遣事業実施報告書（様式3）を高知県教育委員会事務局生涯学習課長に提出する。

6 講師謝金及び旅費

講師謝金及び旅費については、別紙（研修会における講師に対する報償費（謝金）の支出基準）に定める支出基準及び職員の旅費に関する条例に準じ、高知県教育委員会が負担する。

7 活動経費

高知県教育委員会事務局は、予算の範囲内で、かつ事業の実施に必要と認めた場合に限り、学校等が行う体験活動等にかかる経費を支出することができる。

8 派遣申込応募期間

平成31年4月22日（月）～平成31年9月27日（金）

ただし、上記期間内に申込応募件数が予定する派遣回数に達した場合は、応募受付を終了する。

なお、期間内に派遣回数に達していない場合は、引き続き募集を行う。

附則 この実施要項は平成27年4月20日から施行する。

この実施要項は平成28年4月27日から施行する。

この実施要項は平成29年4月1日から施行する。

この実施要項は平成30年4月1日から施行する。

この実施要項は平成31年4月1日から施行する。